

市民参加懇談会におけるこれまでの活動のとりまとめについて

平成15年6月3日
原子力委員会
市民参加懇談会

．これまでの活動

下記の4回の「市民との懇談の場」を開催し、10回のコアメンバー会議を開催した。

- ・「市民参加懇談会 in かりわ」 (平成14年1月15日)
- ・「市民参加懇談会 in 東京」 (平成14年7月24日)
- ・「市民参加懇談会 in 東京(第2回)」 (平成14年11月19日)
- ・「市民参加懇談会 in 青森」 (平成15年3月15日)

．これまでの活動の整理

1. これまでの活動の視点と今後のあり方

(1) 市民参加懇談会の活動

市民参加懇談会は、コアメンバー会議をベースとして、原子力政策における市民参加のあり方や、市民の立場から求められる懇談の場について、企画・検討・実施している。

このような活動を通して、原子力政策の策定プロセスから市民に参加していただき、原子力についての考え方を聞くことで、市民参加の拡大や、市民との間の信頼関係の確立につなげる。

(2) これまでの活動から得られた視点

懇談のあり方

これまでは、やさしくわかりやすく伝えようとは思っていても、伝え方が市民の立場に立っていないことがあったのではないか。

エネルギーを使う生活者としての立場等、問題意識を共有するという視点が重要であり、理解を得ることにつながる。

また、「皆さんはどうお考えですか」というように意見を聞くこと、「広聴」が懇談のポイントであり、相手の考えを知ることによってコミュニケーションが成立する。

懇談の視点

市民がどのように原子力政策について考えているかということ、常に基本として意見を聞くことが重要である。

その際、エネルギー政策、原子力政策を自分の問題として捉えてもらうことが必要である。

立地地域の方々、消費地の方々にとって、原子力との共生はどういうことなのかを話し合うことが必要である。

原子力政策策定のプロセスへの反映

「広聴」の実施から得られた意見等を、原子力政策策定のプロセスに反映することが大切である。

その実践として「市民との懇談の場」を開催し、そこで得られた意見等を原子力委員会定例会議に報告する。

(3) 今後のあり方

- ・原子力政策における市民参加のあり方の更なる検討。
- ・多様な「市民との懇談の場」の開催による更なる実践。

2. これまで行われた懇談のテーマと今後考えられるテーマ

(1) これまで行われた懇談のテーマ

「市民参加懇談会 in かりわ」(平成14年1月15日)

- ・今後の日本で、わたし達はどのような暮らしを望むのか
- ・その場合、エネルギー供給のあり方はどうあったらよいか
- ・いま、原子力発電に求められるものは何か

「市民参加懇談会 in 東京」(平成14年7月24日)

- ・日本のエネルギーの需要と供給はどうあったらいいか
- ・原子力発電は必要か、あるいは不要か
- ・原子力政策決定過程と市民とのかわり

「市民参加懇談会 in 東京(第2回)」(平成14年11月19日)

- ・知りたい情報は届いているのか
 - 東京電力の不正記載を契機として

「市民参加懇談会 in 青森」(平成15年3月15日)

- ・知りたい情報は届いていますか
 - 核燃料サイクルを考える -

- (2) 今後取り上げることが必要な事項・テーマ
- ・これまでと同様、社会的なニーズなどを考慮して、その都度タイムリーなテーマを取り上げていく。

3 . 「市民との懇談の場」のあり方について

(1) これまでの成果

懇談の場のスタンス

- ・原子力政策のあり方に関して、全面肯定や全面否定の姿勢をとることはしない。また、「着地点ありき」の懇談会では意味がない。とにかく意見をまず聞くということが原点である。
- ・原子力政策について、あまり関心のない市民との懇談も重要である。
- ・総論的な賛成、反対では意見はかみあわないが、個別の論点ならかみ合うことがある。また、参加者が満足感を得られるよう、適宜テーマを絞らなければならない。

懇談の場の手法

- ・開催の趣旨を明確にした上で、参加者を公募することが原則である。
- ・懇談の場は「広聴」を旨とし、原子力政策に関しての市民の意見を聞く。それを政策策定のプロセスに反映することを考慮し、懇談の場は的確な議論の展開が必要であり、パネリストは明確な問題意識、明確な意見を持つ人が望ましい。
- ・壇上から話しかけるのではなく、同じフロアで、同じ目線で、同じテーブルで、それぞれが自分の言葉で意見を交換し合う。
- ・構成は2部構成とし、第1部は市民から意見を引き出すきっかけをつくるための問題提起の場として、パネルディスカッションを行うことが一つの有効な手法と考える。
- ・会場の参加者と語るために、複数のマイクを会場の中段などに設置する。

懇談の場のメニューの多様化

- ・開催テーマや開催規模などは、その都度、開催地域の方々の意見も聞くことにより、設定していくべきである。
- ・開催地としては、エネルギーに対する意識を共有してもらうため、立地地域と大消費地を対象とする。
- ・立地地域の場合、地元からの要望があるところは優先順位が高くなるのではないか。
- ・地域の団体・グループ等との共催については、地域の条件・状況に応じて、その都度決めていく。仮に市民参加懇談会が主催であっても、企画の段階から地元の方々の意見を取り入れていく。

市民参加懇談会で得られた代表的な意見について

1. 市民参加のあり方

1) 市民参加の方法論

- ・ 技術者同士の議論を一般の方々に見てもらうことや、技術者が、原子力に対して批判的な意見を持つ方々をはじめ、一般市民とも同じ場で議論することが大切である。
- ・ 重要な問題は、国民がどう考えているのかという意見を問う形で、国民投票にかけてもいいのではないか。果たして国民全体では、どれくらいのバランスでものを考えているのかという選択肢を持ってほしい。

2) 市民参加への姿勢

- ・ 国民に理解してもらうという姿勢ではなく、国民を理解した上で原子力を語るというように努めてほしい。

3) 市民参加懇談会に対して

- ・ 市民参加懇談会は、テーマを絞って議論してほしい。
- ・ 市民との対話の場は重要である。市民参加懇談会はさまざまな形で、回数を重ねて行くよう期待する。
- ・ 東京電力からの説明を生言葉で聞くことで、一生懸命やっていることが伝わってくる。今後もこのような努力を続けてほしい。

2. 情報のあり方

1) 原子力政策決定の際の情報のあり方

- ・ 原子力政策を決めるプロセスにおいて、その責任者が、主権者である国民に対してどのように、そしてどのような情報を提供していくかということが重要である。
- ・ 使用済み燃料に対する再処理、直接処分等の選択肢に対して、それぞれのメリット、デメリットといった基本的な情報をもっと出すべきであり、再処理を前提とした情報しか出していないのではないか。

2) 情報のあり方全般

情報の内容について

- ・ 「安全である」からスタートするのではなく、「これはものすごく危ないものだ、この危ないものをどのようにコントロールして、あるいは出てくる放射性のごみをどのように処理して安全を確保すればよいか」という議論の仕方が必要である。
- ・ ミスやネガティブな事柄でも情報を出すことが大切。また、そのミスを次へどう生かすのかが大切である。

報道・メディアのあり方

- ・ 原子力に関する風評被害については何らかの手だてを考える必要があるのではないか。報道のあり方にも一考を要する。
- ・ インターネット上の大量の情報は検索するだけでも大変であり、情報公開とされているといっても、必要な情報に接近できない。そのギャップを埋めるのがマスコミの役目ではないか。
- ・ 日本のメディアは、現象が起きた、事故が起きたということばかりを書き、その意味合い、どのくらい重大な事故であるのかという解説が非常に少ない。かえって不安だけを煽って現実的な問題の解決につながっていない。
- ・ 国会での議論をマスメディア、行政ももっと伝えていくべきではないか。
- ・ 科学技術がこれだけ進歩して生活に入り込んでいながら、適切な科学批評家が少ないのではないか。

情報伝達手段・対象

- ・ メディアを通じて情報を伝える場合、情報を発信する側がいかに正確な情報を伝えるかに工夫が必要である。
- ・ フェイス・トゥー・フェイスのコミュニケーションをいかに拡大していくかが大事である。
- ・ 事業者は顧客(契約者)に対しても報告すべきであり、1人1人と契約しているという意識を持って経営してほしい。

3 . 教育のあり方

- ・ 小学校の教科書に農業、漁業のしくみがあるように、電気を作るしくみを小さな頃から教えていくことで、生活を支える電気の重要性和供給のあり方がわかるのではないか。
- ・ 立地地域である青森県内の大学に、エネルギーを学べる学部を作るべきである。
- ・ 原子力の問題も、高レベル廃棄物の問題も今決定して終わる問題ではない。若い人に関心を持ってもらい、世代世代に伝えていかなければならない問題である。

4 . エネルギー供給のあり方

- ・ 省エネに取組み、もっと新エネルギーや自然エネルギーなどに力を入れ、多様化をはかるべきである。

5 . 原子力政策について

- ・ ウランに余裕のあるときに、対策をとることが大事ではないか。
- ・ 海外で再処理したプルトニウムをどのように利用するかをはっきりさせた上で、六ヶ所の再処理工場を考えるべきである。
- ・ 最終処分地、中間貯蔵地の問題については、全国の問題として考えていくべきである。

6 . 信頼確保について

- ・ 格納容器漏えい率検査の偽装の件に関しては、技術者としての根本的な姿勢が問われる問題。技術者は愚直であるべき。
- ・ 原子力は安全確保が第一義である。安全にはすべて100点はない。その意味でも、原子力発電は常に努力していく必要がある。

7 . 原子力委員会に対して

- ・ 原子力委員会は自主、民主、公開の下で指令塔・平和の番人として期待している。
- ・ 核燃料の再処理は核兵器のためという海外からの見方もあり、原子力委員会は番人としての自覚を持つべきである。

「市民参加懇談会 in 東京」(第2回)の概要

平成14年12月3日

1. 日時:平成14年11月19日(火)13:00～17:00
2. 場所:東京ウィメンズプラザホール
3. テーマ:「知りたい情報は、届いているのか」
- 東京電力の不正記載を契機として -

4. 出席者:

原子力委員会 市民参加懇談会コアメンバー

木元主任原子力委員、碧海委員、井上委員、
小川委員、中村委員、吉岡委員

パネリスト

主婦連合会副会長	清水 鳩子 氏
大阪大学名誉教授	住田 健二 氏
「AERA」シニアスタッフライター	田岡 俊次 氏

説明者

経済産業省 原子力安全・保安院

審議官 片山正一郎 氏

原子力安全調整官 杉浦 好之 氏

東京電力株式会社

取締役副社長 榎本 晃章 氏

原子力管理部長 大出 厚 氏

(会場) 約180名 (募集定員200名 応募者220名)
原子力委員会 遠藤委員長代理、竹内委員は会場にて参加

(プレス) 11社

5 . 概要:

- (1) 「東京電力(株)の点検作業不正記載について」
木元座長より別添資料に基づき事実経過を説明
- (2) 第1部 パネルディスカッション(約1時間30分)
を清水鳩子氏、住田健二氏、田岡俊次氏により行い、
今回の事象について受け取った印象、問題意識、信頼
回復のための方策などの意見を伺った。
- (3) 第2部 市民からのご意見(約2時間)では、会場参
加市民からご意見をうかがうとともに、市民参加懇談
会コアメンバー、パネリスト、経済産業省、東京電力
(株)からの応答を交えて、情報公開、国や企業など
の姿勢について活発な意見交換が行われた。

(第1部での発言の例)

問題意識

- ・一連の不祥事について、当事者が調査を行いきれないこと
(いつ、どこで、誰が、何をした)は、不可解である。
- ・シュラウドの傷は、安全性上の問題はないと考えており、
大きく取り上げられたことは予想外であったが、不正に関
する内部告発ということを知り、仕方のない面もある、
と感じた。しかし、格納容器漏えい率検査の偽装の件に関
しては、技術者としての根本的な姿勢が問われる問題。技
術者は愚直であるべき。
- ・自主検査記録の不正記載と定期検査の偽装は異なる問題だ
が、いずれも内部告発がなかった場合永久に出てくること
はなかった。企業としての安全装置が働かなかったことが
大きな問題。
- ・技術者は社会に対して身構えるきらいがある。社会性の観
点から、原子力に限らず技術者全体のモラルが低下してい
るのではないかと感じている。

信頼回復のための方策

- ・技術者は、誰のため、何のために技術を生かすべきか。公
務員も忠誠心の対象をもっと国民のほうに変えていくべき。

- ・ 今回の事案に関して、顧客（契約者）に対しての報告が一度もない。公益事業の特殊性があるのかもしれないが、1人1人と契約しているという意識を持って経営してほしい。
- ・ 情報公開は、間違っただけを起ささないための抑止力になる。信用を回復する手段としても徹底した情報公開が重要。
- ・ 社会性の観点から、技術者同士の議論を一般の方々に見てもらふことや、技術者が原子力に対して批判的な意見を持つ方々とも同じ場で議論することが大切。

（第2部での発言の例）

会場参加者からの意見を中心に、新聞等の報道について、内部告発について、消費者への情報提供についてなどの意見が出された。また、テーマである「知りたい情報は、届いているのか」以外の意見も多数出された。

テーマに関する主な意見

- ・ 一連の報道は、公平な議論を行う上では偏っていると感ずるほど不十分であり、問題があったのではないかと感じる。
- ・ インターネット上の大量の情報は検索するだけでも大変であり、情報公開とされているといっても、必要な情報に接近できない。そのギャップを埋めるのがマスコミの役目ではないか。
- ・ シュラウドの検査記録の不正問題は、新たなものの作製に時間が必要だったので、安全の範囲であれば運転していきうとしたことから起こっているのではないかと考える。安全と判断するのであれば、金属の脆性劣化の情報を提供するなど、技術情報の公開が必要。技術の進歩を踏まえた上で安全が支えられているのかが知りたい。
- ・ 規制や基準をいくら厳しくしても、運用するのは人間。従って、ミスやネガティブな事柄でも情報を出すことが大切。また、そのミスを次へどう生かすのかが大切。
- ・ うそをつかれていたということで、電力会社や国の言うことは信用できないと感じた。どのような情報が必要かということについては、難しいことを聞かされてもわからない。

結局、事故が起こることを前提に、損害賠償や防災を含めて、精一杯、ここまで考えました、という姿勢を示していただくことをお願いしたい。

- ・ 東京電力からの説明を、生の言葉で聞くことで、一生懸命やっていることが伝わってくる。今後もこのような努力を続けてほしい。
- ・ 電気が湯水のように使えることが当たり前だと思っている人が多いと感じている。小学校の教科書に農業、漁業のしくみがあるように、電気を作るしくみを小さな頃から教えていくことで電気の有難味がわかるのではないか。

その他の意見

- ・ 維持基準は欧米には既にあるのだから、日本でももっと早く出来たのではないか。
- ・ 格納容器漏えい検査に国が立ち会っているのであれば、その時に偽装をわかっていたのではないか。
- ・ 何がわかっている、何がわからないのか、未知の分野もある。専門の方は恐れをもって扱うことを忘れないでほしいし、法律を作る方もよく考えてほしい。
- ・ 国や東京電力が行ってきたものだからということで、立地の人は不安を押し殺してきたが、今回の件で覆された。不正記載も漏えい率検査の偽装も、それが行われる土壌があったということで同じ問題。
- ・ エネルギーの需給という話が出たが、電気を使うだけの人達が何を言うのか、という感じ。もっと、立地地域の人のことを考えてほしい。
- ・ 原子力は未だ発展途上なので、現実にそぐわない規則であれば時間をかけて考えていくことが大切。
- ・ 今回の件があったので、この懇談会にぜひ参加したいと思った。このまま、何も考えないでエネルギーを消費していき、生活が成り立っていくのか心配になった。
- ・ 今、原子力の電気が火力の電気になっている。地球環境の観点からはマイナスである。原子力は、そういう使命も負っているという観点から業務にたずさわってほしい。

- ・ 電力会社の現場の方の気持ちとしては、なぜそうをついたのかと言われるのは心外ということだろう。維持基準作りは長い時間がかかる、1日発電所を止めると1億円の損、悪いことだとわかっていたが、積極的な意志ではなくつい行ってしまったのではないか、決して悪意や私利私欲で行ったわけではない、と思う。

また、第1部・2部を通じ、発言、質問に対して、原子力安全・保安院と東京電力から丁寧な説明が行われた。

6 . 今後の予定:

今回の結果について、市民参加懇談会コアメンバー会議に報告し、他地域での開催も視野に入れた懇談会の進め方を議論する。

東京電力（株）の点検作業不正記載について （座長報告）

平成 14 年 12 月 3 日
原 子 力 委 員 会
市 民 参 加 懇 談 会

（これまでの主な経緯）

- 平成 12 年 7 月 3 日 通商産業省（当時）に対し、東京電力（株）福島第一原子力発電所 1 号機で 1989 年（平成元年）に実施された点検作業報告書について、米国在住のゼネラルエレクトリック社（GE 社）の作業関係者という人から「同機の蒸気乾燥器に取り替えが必要なほどのひび割れが 6 ヶ所で発見されたことなどを記載していない検査報告書にサインさせられた。」などの第 1 の申告が到達。
- 申告に基づき、7 月 4 日、通商産業省は東京電力に対し調査を依頼。7 月 5 日以降、東京電力（株）からの書面による回答など両者は断続的に折衝。また、通商産業省は発電所へ出向き、記録確認と現物確認を実施。
- 平成 12 年 11 月 13 日 通商産業省に対し、同じ申告者から「福島第一原子力発電所で、1994 年（平成 6 年）の定期検査時に、故意にレンチを炉心シュラウド下部に置いたことを理由として、GE 社の技術者が解雇されたことを知っているか。」との第 2 の申告が到達（この時点で申告者は、関係者には自分の身元を明らかにしてよいと表明。8 月時点では身分を明かすことは望まないと表明していた）。
- 平成 13 年 1 月 6 日 中央省庁再編により、通商産業省は経済産業省へ、また、原子力安全・保安院が設立され、当時の通商産業省資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全管理課が担当していた 2 件の申告に関する業務は、原子力安全・保安院原子力保安管理課に引き継がれ、申告内容の詳細把握並びに東京電力（株）への事実確認などを継続実施。
- 平成 13 年 10 月 11 日 原子力安全・保安院は GE 社への調査依頼を決定。
- 平成 14 年 3 月 19 日 原子力安全・保安院、東京電力（株）、GE 社の間で断続的に折衝が重ねられ、GE 社が原子力安全・保安院に対して、蒸気乾燥器以外にも検査報告書の一部改ざんが行われていた疑いがあることを情報提供。
- 平成 14 年 5 月 22 日 東京電力（株）は、GE 社から申告に係る案件（2 件）以外の問題が 24 件あることの説明を受け、事実関係調査のため社内調査委員会の設置を決定。

- 平成14年 8月29日 原子力安全・保安院および東京電力は、1980年代後半から90年代にかけて、自主点検作業記録などに虚偽の記載などが行われた可能性(29件)があり、これまで調査を行ってきたこと、併せて、これらの事案の対象となる使用中の機器は直ちに安全性に重大な影響を与える可能性はないことを発表。
- 以降、原子力安全・保安院は、東京電力の原子力発電所ほかに立入検査の実施、原子力事業者および自主点検作業を請け負っている関連事業者に対し、総点検などの指示を行う。
- 平成14年 9月 2日 東京電力は、会長、社長、原子力担当副社長、相談役2名の辞任を公表。
- 平成14年 9月13日 経済産業大臣の下に東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会が設置され、原子力安全・保安院の調査について、調査業務の手法やその結論の妥当性の評価など検討を開始。また、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下に原子力安全規制法制検討小委員会が設置され、これらの不正行為の背景を検証し、再発防止のための法制度などの検討を開始。
- 平成14年 9月17日 東京電力は調査結果をまとめるとともに、原子力関係者(35名)の処分を公表。
- 平成14年 9月20日 東北電力、東京電力、中部電力は、自主点検において再循環系配管にひび割れが発見されていたこと、25日には、日本原子力発電は、シュラウド(原子炉隔壁)にひび割れの兆候が発見されていたことを公表。
- 平成14年 9月27日 経済産業省は、原子力安全・保安院長ほか関係者(6名)の処分を公表。
- 平成14年 9月27日 経済産業大臣の下に設置された調査過程評価委員会が、中間報告(案)を公表。
- 平成14年10月 1日 原子力安全・保安部会の下に設置された安全規制法制小委員会は、中間報告書(案)を公表。同日、原子力安全・保安院は、東京電力から報告のあった件に加えて、東北電力、中部電力、日本原子力発電であった件も含めた、中間報告を公表。
- 平成14年10月25日 東京電力において、国の定期検査である格納容器漏えい率検査について不正操作が行われていたことを公表。
(当該事案は自主点検の不正記載と性格の異なるものなので別添により紹介。)

(経済産業省および東京電力による調査の概要)

1 . 東京電力による原子力発電所の点検・補修作業に係る G E 社指摘事項に関する調査結果 (平成 1 4 年 9 月 1 7 日)

G E 社から指摘を受けた 2 9 件について

- ・ 事実隠しや記録の修正などの不適切な点が認められたもの (1 6 件)
- ・ 不適切な点が認められなかったもの (1 3 件)
- ・ いずれの機器についても、当時の時点において安全性に問題ないことは確認されていた。

不適切な取り扱いが行われた動機・背景

- ・ 点検・補修に携わる社員にとっては「スケジュールどおりに定期点検を終わらせて送電線に電気を送り出す」ことが最大の関心事であり、そのことに強い責任を感じていた。原子力部門の幹部にも同様の意識が強かった。
- ・ こうしたことにより、保修部門全体に「安全性に問題がなければ、国へのトラブル報告はできるだけ行いたくない」との心理が醸成されていった。
- ・ また、この心理に引きずられ、信頼関係を大事にしなくてはならない地元自治体への情報提供についてすら消極的な姿勢をとることとなってしまった。
- ・ こういった心理に「安全性に問題がなければ報告しなくてもよいのではないか」という誤った考えが加わり、不適切な取り扱いが実行されることとなった。

再発防止対策

- ・ 情報公開と透明性確保
「発電所地域情報会議」(立地地域の代表) や「原子力安全・品質保証会議」(社外有識者) の設置など
- ・ 業務の的確な遂行に向けた環境整備
企業倫理相談窓口の設置、企業倫理の観点から規程・マニュアルの総点検など
- ・ 原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革
社長直属の「原子力品質監査部 (本店)」「品質監査部 (発電所)」の設置など
- ・ 「企業倫理の徹底」
「企業倫理委員会」(社外有識者) の設置、「企業倫理に関する行動基準」の策定など

2 . 原子力安全・保安院による原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題に関する調査結果 (平成 1 4 年 1 0 月 1 日)

不実記載等の 2 9 件の不正の疑い

- ・ 技術基準維持義務や記録保存義務が遵守されていなかった可能性 (6 件)
- ・ 国の指導に基づく報告を怠ったり、事実と反する報告を行った可能性 (5 件)
- ・ 自主点検のあり方としては適切と言えない。 (5 件)
- ・ 問題点は見出せなかった。 (1 3 件)

29件以外に報告された東北電力、東京電力、中部電力および日本原子力発電の事案について

- ・記録の不実記載などは見られず、安全評価や必要な手続きは行われていた。しかし、一部の発電所では、定期検査での要求水準以上の検出能力を有する検査手法を用いた結果として、ひび割れが検出されたものもあり、こうした情報については国に報告することが望ましかった。
3. 経済産業省による東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会の評価について（平成14年9月27日）

東京電力が行った原子力発電の自主点検記録の不正等に関して原子力安全・保安院が実施した調査について、調査過程の妥当性を評価、改善策を提言。

評価結果

- ・早い段階で申告者やその関係者への直接接触を行わなかったことは問題。
- ・より早い段階で東京電力に対して法律に基づく報告徴収を行うべき。
- ・東京電力に対し、氏名に関する情報など調査に必ずしも必要でない情報のみならず、個人のプライバシーに関する情報を示したことは極めて不適切。
- ・調査がほとんど進んでいない期間について、申告者を直接訪問したり、東京電力に対し調査回答を強く督促するなど積極的な対応をすべき。
- ・より早いタイミングで公表を行うべきとの基本姿勢があったかどうか疑問。

改善策

原子力安全・保安院が行う調査を監査・監督などする外部有識者からなる申告調査委員会を立ち上げ、以上に上げた課題について、ルールの策定などに取り組み。

4. 経済省総合エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力安全規制法制検討小委員会における再発防止策の検討（平成14年10月1日）

自主点検のルール明確化（自主点検の実施と記録・保存の義務付け、国が実施体制等を審査）

設備の健全性評価の義務付けと評価基準の明確化

組織的な不正行為に対する罰則の強化

事業者の安全確保活動における品質保証体制の確立の義務化

申告制度の運用改善

地域住民等国民への説明責任の確実な遂行（軽微な事象に係る情報の公開、共有化等）

原子力安全規制行政の体制の充実

5. 経済産業省による、東京電力に対する行政措置

経済産業省として、東京電力において品質保証システムが適正に機能していなかったこと、とりわけ全社的なチェック、監視体制が十分機能していなかったことを重く受け止め、10月1日、東京電力に対して、厳重注意を行うとともに、特別な保安検査の実施、定期検査の特に厳格な実施などの行政措置を講ずることを指示。

東京電力(株)福島第一原子力発電所1号機における 格納容器漏えい率検査の偽装について

事案の概要

東京電力(株)福島第一原子力発電所第1号機において、第15回(平成3年)及び第16回(平成4年)定期検査期間中に行われた格納容器の漏えい率検査に際し、不正な圧縮空気の格納容器内への注入などが行われた結果、検査が適正に行われなかったことが東京電力(株)からの報告(平成14年10月25日)により明らかになった。

東京電力の報告によれば、両定期検査期間中に行われた格納容器漏えい率試験において、漏えい率を低く見せかけるため、漏えい率測定中に圧縮空気を格納容器に注入し、さらに、平成4年の第16回定期検査中の漏えい率検査に際しては、漏えいが検知された弁について、検査要領書で定められた方法によらない方法で弁の閉鎖も行ったため、両定期検査において正確な漏えい率が確認できない状態で検査を行ったことは事実であったとのことである。ただし、不正操作の具体的な方法等については、未だ判明に至っておらず、引き続き調査を進め、今後判明し次第、原子力安全・保安院に対し追加報告を行うとのことであった。

原子力安全・保安院では、両定期検査における格納容器漏えい率試験中に行われた不正操作について、日立製作所からも、これに関与したことを認める旨の情報提供を得ている。

原子力安全・保安院による事案の評価

原子炉等規制法違反

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定によれば、東京電力は運転に当たり、定期的な検査により、格納容器漏えい率が0.5%/日以下であることを確認しなければならない。これに対し、圧縮空気の注入などにより正確な漏えい率の確認をしなかったことは、保安規定を遵守しなかったことになる。このため、保安規定の遵守を規定している原子炉等規制法違反となる。

電気事業法違反

電気事業法に規定されている国の定期検査について、偽装を行うことにより検査を妨げ、あるいは検査を忌避したことになるので、電気事業法に該当する違反行為である。

ただし、電気事業法に係る事項は3年間であるため、今回明らかになった事案については、時効が成立している。

経済産業省による、東京電力に対する行政処分等

原子炉等規制法に違反するもので行政処分の対象。
放射性物質の放出など環境への影響はなかったが、原子炉の安全機能上、極めて重要な部分において意図的な偽装が行われるという前例のないものであ

り、加えて国の定期検査を妨害したもので極めて悪質。
したがって、東京電力（株）福島第一原子力発電所第1号機は、1年間の原子炉運転停止処分を実施予定。
日立製作所については、原子炉等規制法および電気事業法上の対象ではないが、これらの行為に關与したことを踏まえ、再発防止策の早急な検討の指示などの措置を講ずる予定。

東京電力（株）福島第一原子力発電所第1号機の格納容器漏えい率の再確認

原子力安全・保安院は、早急に東京電力（株）福島第一原子力発電所第1号機の格納容器の健全性を確認するため、原子炉の停止・冷却後速やかに漏えい率検査を実施し、その結果について報告するよう、報告徴収命令を発出。

また、当該漏えい率検査の実施に際しては、準備段階を含め法律に基づく立ち入り検査を実施し、不正が行われないよう国の検査官を要所に配置して検査を行う予定。

東京電力（株）のその他の原子炉についての対応（厳格な検査の実施）

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所第1号機以外の原子炉についても、念のため、当該機に準じた厳格な検査を行うことにより、その漏えい率を確認することにする。

そのため、現在運転中の原子炉については、点検計画を可及的速やかに策定するよう指示。

東京電力以外の電力会社に対する対応（総点検の追加指示）

原子力安全・保安院は、現在、自主点検作業記録などの総点検指示を行っているが、格納容器漏えい率検査結果についても早急に過去の点検記録を再確認するように指示。

原子力安全・保安院による再発防止策

不正を行った場合の罰則の強化

厳正な定期検査への体制整備

- ・ 格納容器漏えい率検査を含む国の検査につき、準備段階からの検査官による抜き打ち的な検査の実施
- ・ 不正が行われないよう国の検査官を要所に配置

原子力安全委員会による経済産業省への原子力安全の信頼の回復に関する勧告

経済産業省に対し、原子力安全委員会は、「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」に基づき、原子力安全への信頼の回復に関する勧告を実施（平成14年10月29日）。勧告は、委員会発足以来初めてである。

もっと詳しい情報が知りたい方はこちらをご覧ください。

経済産業省

原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正等の疑い
- 関連する発表事項 -

<http://www.nisa.meti.go.jp/t0000000.htm>

原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題についての中間報告

<http://www.nisa.meti.go.jp/text/kensaka/141001nisa-houkokusho-honbun.pdf>

(中間報告書別冊)

<http://www.nisa.meti.go.jp/text/kensaka/141001nisa-houkokusho-bessatsu.pdf>

原子力安全規制法制検討小委員会 中間報告

<http://www.nisa.meti.go.jp/text/kichouka/141031houseishoui.pdf>

東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会 中間報告

<http://www.meti.go.jp/report/data/g21101aj.html>

東京電力株式会社

当社原子力発電所における不適切な取り扱いに関する一連の動きについて
(当社原子力発電所の点検・補修作業に係る GE 社指摘事項に関する調査報告書など)

http://www.tepco.co.jp/common/i_main-j.html

原子力安全委員会ホームページ

<http://nsc.jst.go.jp/>

原子力委員会ホームページ

<http://aec.jst.go.jp/>

市民参加懇談会ホームページ

http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/nc_madof.htm

「市民参加懇談会 in 青森」の概要

平成15年4月1日

1. 日時:平成15年3月15日(土)13:00~16:40

2. 場所: 男女共同参画プラザ カダール(青森市内)

3. テーマ:「知りたい情報は届いていますか」
- 核燃料サイクルを考える -

4. 出席者:

原子力委員会 市民参加懇談会コアメンバー

木元原子力委員(座長)、碧海委員、井上委員、小川委員、加藤委員、中村委員、松田委員、吉岡委員

パネリスト

エッセイスト

東京大学大学院教授

キャスター・ジャーナリスト

芦野 英子 氏

近藤 駿介 氏

蟹瀬 誠一 氏

説明者

内閣府

経済産業省 資源エネルギー庁

経済産業省 原子力安全・保安院

日本原燃株式会社

(会場)約200名(募集定員250名 参加申込約230名)

(プレス)8社

5. 概要:

(1) 「日本の原子力(核燃料サイクル等)を巡る状況について」木元座長より核燃料サイクルを中心とした原子力のこれまでの経過(出来事)を説明

- (2) 第 1 部 パネルディスカッション (約 1 時間) を芦野英子氏、近藤駿介氏、蟹瀬誠一氏により行い、情報の伝わり方、信頼を得る情報とは何か、それらに関する海外の状況などについてご意見を伺った。
- (3) 第 2 部 市民からのご意見 (約 2 時間) では、参加者 (1 2 名の方々がご発言) からご意見を伺うとともに、市民参加懇談会コアメンバー、パネリスト、説明者からの応答を交えて、情報公開、国や企業などの姿勢について活発な意見交換が行われた。

(第 1 部での発言の例)

情報公開のあり方など

- ・メディアを通じて情報を伝える場合、情報を発信する側がいかにか正確な情報を伝えるか工夫が必要である。
- ・「安全である」からスタートするのではなく、「これはものすごく危ないものだ、この危ないものをどのようにコントロールして、あるいは出てくる放射性のごみをどのように処理していけばよいか」という議論の仕方が必要である。
- ・原子力政策を決めるプロセスにおいて、その責任者が、主権者である国民に対してどのように情報を提供していくかということが極めて重要である。突然どうしてこんなことが決まってしまったのかということに対して不信感があり、情報公開、透明性の確保が要求されている。
- ・日本のメディアは、現象が起きた、事故が起きたということばかりを書きしており、その意味合い、どのくらい重大な事故であるのかという解説が非常に少ない。かえって不安だけを煽って現実的な問題の解決につながっていない。
- ・当事者と周辺のフェイス・トゥー・フェイスの対話の世界とメディアが入ったの世界と二つあるが、フェイス・

トウ・フェイスのコミュニケーションを如何に拡大していくかが大事である。

- ・ 原子力の問題については、その都度出かけて自分の目できちんと問い質してきた。そういったことに当事者が応えていただけて始めて信頼ができる。

その他

- ・ 重要な問題は、国民がどう考えているのかという意見を問う形で国民投票にかけてもいいのではないか。果たして国民全体はどれくらいのバランスでものを考えているのかという選択肢を持ってもいい。原子力は右足と左足の非常に対極的な議論ばかりが際立っていて、中間的な立場の方たちの声が大きく反映されてこない。
- ・ 原子力の問題も、高レベル廃棄物の問題も今決めて終わる問題ではない。若い人に関心を持ってもらい、世代世代に伝えていかなければならない問題である。
- ・ 科学技術がこれだけ、進歩していて生活に入り込んでいながら、適切な科学批評家が少ないのではないか。

(第 2 部での発言の例)

情報公開のあり方など

- ・ 原子力の危ない部分、そして危ないからこういうふうな管理をしていかなければいけないということも教えてほしい。
- ・ もんじゅの裁判について、国会でかなり議論している。そのことをマスメディア、行政も伝えていくべきではないか。
- ・ 使用済み燃料に対する再処理、直接処分等の選択肢に対して、それぞれのメリット、デメリットといった基本的な情報をもっと出すべきであり、再処理を前提とした情報しか出していない。情報公開がまだまだ欠けていると思う。

- ・ 何でもかんでも原子力というのではなく、他のエネルギーも含め、幅広く検討すべきである。

その他

- ・ 我々も学校で原子力を深く学んだ記憶がないため、子供に伝えることもできない。義務教育の中で一般科目の扱いでエネルギーに関する授業を取り入れてほしい。青森県内の大学にエネルギーを学べる学部を作ってほしい。
- ・ 情報が入らないため、若い世代は原子力に対して関心がない。若い人に原子力問題に対して興味や関心を持ってもらうためにも学校教育で原子力を取り入れるべきである。
- ・ 原子力関係の不祥事はそれを扱っている人の問題ではないかと思う。人あるいは組織として、危険に対する管理をどのようにすべきかという本質を考えていかなければ、同じようなことが次から次へと起きてくるのではないか。
- ・ 海外で再処理したプルトニウムをどのように利用するかをはっきりさせた上で、六ヶ所の再処理工場を考えるべきである。
- ・ 最終処分地、中間貯蔵地の問題について、全国の問題として考えていくべきである。

「市民参加懇談会 in 敦賀」の概要

平成15年7月8日

1. 日時:平成15年6月28日(土)13:00~17:00
2. 場所: 福井県敦賀市総合福祉センター「あいあいプラザ」
3. テーマ:「原子力と地域社会」
- 原子力が地域にもたらすプラスとマイナスを考える -
4. 出席者:

原子力委員会 市民参加懇談会コアメンバー

木元原子力委員(座長) 森鷲原子力委員、碧海委員、
井上委員、中村委員、松田委員、吉岡委員

パネリスト

敦賀市女性エネの会会長	平山	禮子	氏
大阪大学名誉教授	住田	健二	氏
福井新聞論説委員長	橋詰	武宏	氏

関係者

内閣府

文部科学省

経済産業省 資源エネルギー庁

経済産業省 原子力安全・保安院

核燃料サイクル開発機構

関西電力株式会社

日本原子力発電株式会社

(会場)約250名 (募集定員250名)

(プレス)14社

5 . 概要:

- (1) 第 1 部 パネルディスカッション (約 1 時間半) を平山禮子氏、住田健二氏、橋詰武宏氏により行い、原子力が地域にもたらすプラスとマイナスについてご意見を伺った。
- (2) 第 2 部 市民からのご意見 (約 2 時間) では、参加者 (1 4 名の方々のご発言) からご意見を伺うとともに、市民参加懇談会コアメンバー、パネリスト、関係者からの応答を交えて、活発な意見交換が行われた。

(第 1 部での発言の例)

- ・ プラス面は経済面にあると思う。地域に役に立っているかは問題であるが、日本では欧米と異なり、地域振興を促進するために国に予算を計上している。
- ・ 交通面、雇用面といったハード面のプラスがあったと評価できるが、原子力発電所との共生は、発電所の立地だけでプラスとマイナスを考えるのではなく、その他の産業、教育、福祉、医療など全体を捉えて考える必要があり、そうすると大きなプラスとなる。
- ・ 茨城県東海村は、エネルギー供給だけではなく、開発研究なども行われている。もっと若狭湾エネルギー研究センターなどに日が当たっても良いのではないか。また、温排水を使った産業などについても、地域社会との結びつきとして、大々的にやってはどうかと思う。
- ・ 原子力発電所はよそから入ってきて、電気を作っているという感じであったが、他の産業との連携、技術交換、福井大学大学院に来年の春、原子力専攻ができるなど地域との連携が少しずつ実を結び始めている。
- ・ マイナス面は風評被害である。JCO事故の時などは的確に報道していたと思うが、一般的にはマスコミが煽っているのではないか。
- ・ マイナス面は原子力の安全性に対する不安感である。こ

のマイナス面は、何かことが起これば、原子力がもたらすプラス面を吹き飛ばすほど膨れ上がる。原子力との共生の道は、この不安感をどう払拭するかである。

- ・ 原子力に対して県民の理解を得るためには、社会教育、学校教育における取り組みが必要である。
- ・ 住民が安心を得るためには、住民自身が知識を深める必要がある。
- ・ 的確に行動するためにも、立地地域は、他の地域よりも放射線に対して、高い常識、知識を持つ努力をしなければならない。だれかがやってくれるのを待たず、自ら取り組んでほしい。
- ・ 「もんじゅ」は日本のためだけにあるのではなく、世界のためにある。福井から世界に発信してほしい。

(第2部での発言の例)

- ・ 交付金については、ハード面だけでなく、人材育成、技術育成といったソフト面に充実してもらいたい。
- ・ 敦賀市は建設業、飲食業が多く、原子力は地場産業や観光には役立ってはいないのではないか。
- ・ 原子力関係の資格を取得できるような学校を作してほしい。
- ・ 福井大学で原子力を学べることは若い人にとって重要なことである。社会人が学べるように夜間に学べる施設も充実してほしい。大学と連携して、福井から発信していくことが大切だと思う。
- ・ 明日のエネルギー開発のために、「もんじゅ」の一日も早い運転再開、改造工事着手を願っている。
- ・ 設置許可が無効となる判決があったのに、改造工事の着手を求めるのはおかしい。もう一度、安全審査をやり直すべきである。その姿勢を改めることが国民の安心につながるのではないか。

- ・ 原子力長期計画は軽水炉に入れた燃料を再処理するという最初の方針に固執しすぎている。世の中は変わってきており、時代に合わせて、方針を変更していくべきではないか。
- ・ マイナス面は廃棄物の問題であると思う。

「市民参加懇談会 in さいたま」開催計画（案）

1. テーマ

「この夏の電力危機とは何だったのか」
～電力の消費地から安定供給を考える～

2. 開催日時 平成15年10月14日（火） 13:00～16:30

3. 会場 ラフレさいたま 「櫻ホール」(参加者席250席程度)
埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
(TEL) 048-601-1111

4. プログラム

1) 開催趣旨説明 市民参加懇談会 木元座長（約5分・予定）

2) 第1部 パネルディスカッション（約1時間15分・予定）

〔パネリスト〕

新井 光雄氏 （エネルギージャーナリスト）

伴 英幸氏 （原子力資料情報室）

樋口 恵子氏 （評論家）

〔司会・進行〕

蟹瀬 誠一氏 （ジャーナリスト、キャスター）

～ 休憩（10分程度） ～

3) 第2部 会場参加者からご意見を聴く会（約2時間・予定）

〔司会・進行〕

蟹瀬 誠一氏 （ジャーナリスト、キャスター）

〔参加コアメンバー〕

碧海 西葵氏 （消費生活アドバイザー）

井上 チイ子氏 （生活情報評論家）

小川 順子氏 （WIN-Japan会長）

東嶋 和子氏 （ジャーナリスト）

吉岡 斉 氏 （九州大学大学院比較社会文化研究院教授）

木元 教子氏 （原子力委員）

「ラフレさいたま」について

所在地： 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2

規模： 「櫻ホール」...参加者席250席程度

交通アクセス：

JR京浜東北線「さいたま新都心駅」下車徒歩7分

(JR東京駅より約46分。JR上野駅より約40分)

JR東北本線(宇都宮線)又は高崎線「さいたま新都心駅」下車徒歩7分

(JR上野駅より約32分)

JR埼京線「北与野駅」下車徒歩7分

(JR池袋駅より約37分)

地図：



内閣府 原子力委員会事務局
 市民参加懇談会担当 宛て
 FAX : (03) 3581 - 9828、9829

「市民参加懇談会 inさいたま」参加申込用紙

住所	〒		
ふりがな			
氏名			
連絡先電話番号		連絡先 FAX 番号	

(注) 参加証を送付させていただきますので、送付先住所を必ず明記してください。

<以下のアンケートにぜひご協力ください。>

もしも首都圏で大停電が起きていたら、生活面にどのような影響があったと思いますか。思いつくことがらをいくつでもお書きください。

もしも大停電が起きていたら、日常の暮らしの中であなたは何に一番困ったと思いますか。

もしも東京電力の17基の原子力発電所がすべて停まったままだったら、首都圏の大停電は起きたと思いますか。

埼玉県に、次の発電所はあると思いますか。

- | | | | |
|------------|----|----|-------|
| 1. 水力発電所 | ある | ない | わからない |
| 2. 火力発電所 | ある | ない | わからない |
| 3. 原子力発電所 | ある | ない | わからない |
| 4. その他の発電所 | ある | ない | わからない |

埼玉県民が使う電気は主にどこで作られているかご存知ですか。ご存知でしたら、その県名をお書き下さい。(複数可)

ご協力ありがとうございました。